

## 産業廃棄物の種類

### (1) 廃棄物処理法で定められた20種類

種類	具体例
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せつけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
繊維くず(天然繊維くず)	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動・植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず(天然ゴムくず)	生ゴム、天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	

## (2) 一体不可分の産業廃棄物

種類	具体例
建設混合廃棄物※ <sup>1</sup>	建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの(金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているもの
安定型混合廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物
管理型混合廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物
シュレッダーダスト	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの。ビニール板タイル(廃プラスチック類)、スレート板、サイディング、石綿セメント板(がれき類)など(非飛散性のものに限る)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	上記の各産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)(石綿含有産業廃棄物)	
紙くず(石綿含有産業廃棄物)	
木くず(石綿含有産業廃棄物)	
繊維くず(天然繊維くず)(石綿含有産業廃棄物)	
水銀使用製品産業廃棄物※ <sup>2</sup>	水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)、HIDランプ(高輝度放電ランプ)、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計等が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの
水銀含有ばいじん等※ <sup>2</sup>	ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいのうち、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃自動車	廃二輪車、バイク、自転車、その他廃自動車
廃電気機械器具	廃パチンコ機・廃パチスロ機、プリント配線板、テレビジョン受信機、エアコンディショナー、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パーソナルコンピューター、電話機、自動販売機、蛍光灯、冷凍庫、その他廃電気機械器具
廃電池類	鉛蓄電池、乾電池、その他廃電池類
複合材	複合材

※<sup>1</sup> 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)(環廃産 276 号) 参照

※<sup>2</sup> 水銀廃棄物ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 29 年 6 月) 参照

## (3) 特別管理産業廃棄物

種類	具体例
燃えやすい廃油	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
pH2.0 以下の廃酸	pH2.0 以下の廃酸
pH12.5 以上の廃アルカリ	pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性廃棄物	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーレ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
廃PCB等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB汚染物	PCB が塗布され、または染み込んだ紙くず・繊維くず・汚泥、PCB が付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCB が付着した陶磁器くず、工作物の新築、改築、除去に伴って生じた PCB が付着したコンクリート
PCB処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
廃石綿等(飛散性)	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4で指定された汚泥
鉍さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む鉍さい
燃えがら(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む燃えがら
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃油
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む汚泥
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃酸
廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む廃アルカリ
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含むばいじん
処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	特定有害物質を含む処分するために処理したもの
輸入廃棄物	輸入廃棄物